

別添1 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

1 判断の基準

グリーン購入促進条例（以下、「条例」とする。）第10条第2項に規定する特定調達物品等は、下記のとおりとする。

(1) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（環境省・令和8年2月3日変更閣議決定）に基づく物品等

(2) 宮城県グリーン製品（条例第14条）

条例では、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。

(3) その他の物品

宮城県としてより高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、下記の特定期調達品目に基準を設定します。

① 軽自動車

基準値1 (調達を推進する基準)	基準値2 (最低限の基準)
電動車等	次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費 (2020年度燃費基準達成)

② オフィス家具

基準値1 (調達を推進する基準)	基準値2 (最低限の基準)
下記1又は2を満たし、かつ宮城県内で発生した廃プラスチックの再生材が、プラスチック重量の10%以上使用されていること。 (主要材料がプラスチックの製品に適用)	下記1又は2を満たすこと。
1 エコマーク認定品 2 JOIFAグリーンマーク製品	

(4) 環境配慮契約の推進（入札等に付する電力供給契約のみ該当）

電力の調達に係る競争入札は「宮城県の電力調達に係る環境配慮方針」に基づいて実施してください。

<令和8年度計画における変更点>

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省・令和8年2月3日変更閣議決定）」に準じた内容の変更。

○特定調達品目の拡充（3品目）

令和7年度：22分類288品目 ⇒ 令和8年度：22分類291品目

- ・クリアーフォルダー（「ファイル」から独立）
- ・クリアーファイル（「ファイル」から独立）
- ・地中熱利用システム（追加）

○「2段階の判断基準」の拡充（16品目）

文具類（クリアーフォルダー、クリアーファイル、バインダー）、家電製品（テレビジョン受信機）、制服・作業服等、インテリア・寝具（カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、毛布、ふとん）、その他の繊維製品（集会用テント、ブルーシート）、役務に基準値1・基準値2の設定を拡充。

○「宮城県の電力調達に係る環境配慮方針」の策定

電力の一般競争入札において、環境評価項目に基づき入札参加者を点数化して審査し、一定点数以上となる事業者に入札参加資格を与えること。これにより、環境負荷の高い事業者や、電力供給や経営が不安定な事業者を事前に除外する目的で実施します。

【参考】

○「判断の基準」に関する参考資料

・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3日変更閣議決定）

特定調達物品等に係る「判断の基準」等が規定されています。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

・「グリーン購入の調達者の手引き」（令和8年2月）

国基本方針における「判断の基準」について解説した参考資料です。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

3 選択方法

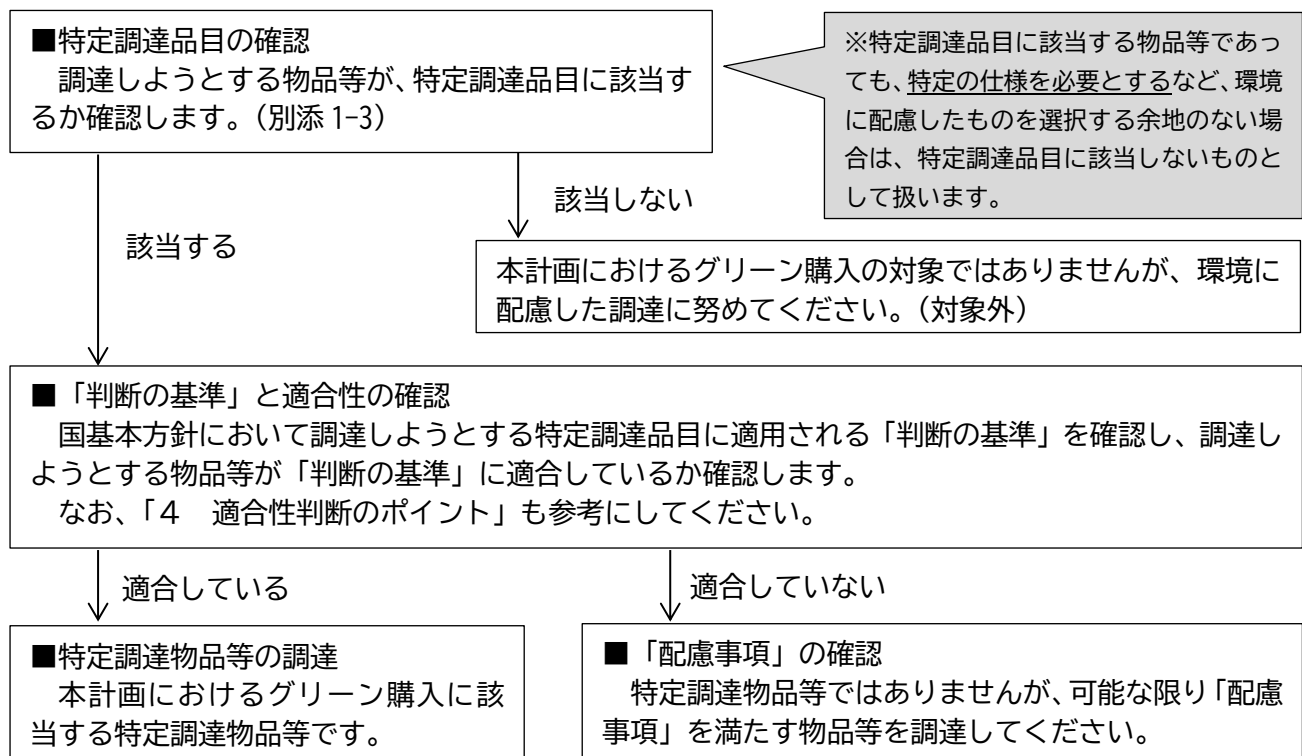
(1) 調達の必要性の再確認

環境物品等の調達に当たっては、調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう、調達総量をできるだけ抑制するように配慮することが重要です。

既存品の修理やリフォーム、レンタルなどで対応できないか、調達する場合でも必要な分だけ調達する、消耗品の補充や詰替えが可能なものは補充品や詰替品を調達するなど、調達の必要性について再度確認してください。

(2) 役務及び公共工事以外の物品等を調達する場合

以下の手順により特定調達物品等を選択します。



(3) 役務を調達する場合

実施しようとする事業の内容や特性、コスト等に留意しつつ、原則として「判断の基準」に適合する役務を調達するよう努めます。ただし、県内事業者では本計画の判断基準を満たす役務を提供すること

ができない等の理由により、入札執行者や所属長が適当でないと判断した場合はこの限りではありません。

(4) 公共工事の場合


別紙1の特定調達品目に掲載のある資材等を調達する場合は、工事目的物の要求品質、調達資材等の流通状況、工事現場の地理的条件及びコスト等を勘案した上で、原則として「判断の基準」に適合する資材等を調達するよう努めます。

また、調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は、価格、品質及び流通量等を総合的に判断し、利用が可能な場合は優先して調達してください。

ただし、必要とされる機能や性能等を有する資材等で、本計画の判断基準を満たすものが市場にない場合や、県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品等の調達が困難な場合はこの限りではありません。

4 適合性判断のポイント

以下の特定調達品目の調達に当たっては、既存の環境ラベル等により「判断の基準」への適合性を確認することができます。






(1) 全体共通の判断のポイント 品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
全体共通		1 本県の「事務用品の単価契約一覧<集中調達用>」掲載物品 掲載されている物品等のうち、「特定調達品目」欄に○が付されている物品等は、「判断の基準」に適合しています。	
		2 環境ラベル等の表示がない製品 下記基本方針の「判断の基準」を満たす場合には、適合品に該当します。 (参考) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針 URL: https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html	
		3 特定の仕様を必要とする場合等 特定調達品目に該当する物品等であっても、特定の仕様を必要とするなど、環境に配慮したものを選択する余地のない場合は、特定調達品目に該当しないものとして扱います。 (本計画におけるグリーン購入の対象外となりますが、環境に配慮した調達に努めてください。)	
		4 グリーン購入法適合商品等 製品カタログ等において、グリーン購入法に適合している商品であると表示されている物品等は、「判断の基準」に適合しているものと取り扱って差し支えありません。	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #e0f0e0;">グリーン購入法適合商品</div> ※統一ラベル等はありません。
		5 宮城県グリーン製品 認定されている物品は、「判断の基準」を満たしているものとみなします。	 <small>宮城県グリーン製品</small>





(2) 品目ごとの判断のポイント




下表内「※条件あり」の詳細については「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。




URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryuu.html>





品目分類	特定調達品目	判断のポイント		環境ラベル・表示例
1 紙類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
	コピー用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値およびその内訳（指標項目ごとの評価値等）は外箱またはウェブサイト等に記載されています。		
	印刷用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値およびその内訳は各社のウェブサイト等に公表されています。		
2 文具類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
3 オフィス家具等	共通	基準値 1 (推進する基準)	基準値 2 (最低限の基準)	
		下記 1 又は 2 を満たし、かつ宮城県内で発生した廃プラスチックの再生材が、プラスチック重量の 10% 以上使用されていること。（主要材料がプラスチックの製品に適用）	下記 1 又は 2 を満たすこと。	
	1 エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。			
	2 JOIFA グリーンマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。			
4 画像機器等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
		国際エネルギープログラムの画像機器 (Ver. 3.0) の適合機種は、「判断の基準」を満たしています。 (コピー機は Ver. 2.0 を適用)		



	トナーカートリッジ	<p>エコマークの表示がない製品も、以下ア～キの基準を満たす場合には、適合品に該当します。</p> <p>ア 使用済カートリッジの回収システムがあること。</p> <p>イ 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が60%以上であること。</p> <p>ウ 回収部品の再資源化率が95%以上であること。</p> <p>エ 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等をした上で適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>オ トナーの化学安全性が確認されていること。</p> <p>カ 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと。</p> <p>キ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p>	
5 電子計算機等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	電子計算機	国際エネルギースタープログラム (Ver. 8.0 以上) の適合機種は、「判断の基準」を満たしています。	
	記録用メディア	<p>エコマークの表示がない製品も、次のいずれかの基準を満たす場合には、適合品に該当します。(ケースに適用)</p> <p>1. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上</p> <p>2. 厚さ5mm程度以下のスリムタイプ又はスピンドルタイプ</p> <p>3. バイオマスプラスチックの使用(マスバランス方式を含む)</p>	
	磁気ディスク装置	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。	
6 オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	掛時計	<p>次のいずれかに該当するものは、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>① 太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するもの。</p> <p>② 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるもの。</p> <p>③ 一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるもの。</p>	
	一次電池単1～単4形)	JISマーク製品(JIS C 8515)のアルカリ電池以上の性能を持つ製品(マンガン電池でないもの)は、「判断の基準」に適合しています。	
	小型充電式電池(単1～単4形)	ニッケル水素電池等の「小形充電式電池(二次電池)」は、「判断の基準」に適合しています。	






7 移動電話等	携帯電話、スマートフォン	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>エコマークの表示がない製品も、1～10の要件を満たすものは、判断の基準を満たしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ア又はイのいずれかを満たしていること（携帯電話に適用） <ul style="list-style-type: none"> ア 搭載機器・機能の簡素化（通話及びメール機能等に限定） イ アプリケーションのバージョンアップが可能 2. OSの更新が可能であること（スマートフォンに適用） 3. 環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表 4. 回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 5. 部品の再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 6. バッテリーの初期容量の残容量 80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話 500 サイクル以上、スマートフォンは 800 サイクル以上 7. バッテリーの長寿命化機能の搭載 8. バッテリー等の消耗品の修理システム（部品を 6 年以上保有）の構築 <ul style="list-style-type: none"> ※ スマートフォンについては、当面の間、消耗部品等の保有期限を 3 年以上で可とする 9. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報を公表 10. 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの配合率情報のウェブサイト等における開示 <ul style="list-style-type: none"> ※ バイオマスプラスチックについては、令和 8 年度より第三者認証に基づく「マスバランス方式」による割当率の適用が認められます。 <p>(参考)</p> <p>NTT ドコモ グリーン購入法 対応状況 https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/csr/ecology/environment_management/green.pdf</p> <p>KDDI グリーン購入法 対応状況 https://www.kddi.com/extlib/files/corporate/csr/activity/kankyo/green/pdf/jokyo.pdf</p> <p>SoftBank グリーン購入法対応機種 https://www.softbank.jp/biz/info/green/</p>	
8 家電製品	テレビジョン受信機	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>省エネラベル緑色のマーク製品は「判断の基準」を満たしています（2026 年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準に基づく達成率基準値による）。</p> <p>統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。 ※下記条件を満たすこと</p>	   ※条件あり



		<p>エコマークの表示がない製品も、1～3の要件を満たすものは、判断の基準を満たしています。</p> <p>1. エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成率基準を満たすこと</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">パネル種類及び画素数</th> <th colspan="2">省エネ基準達成率／達成率基準値</th> </tr> <tr> <th>基準値1 (推進する基準)</th> <th>基準値2 (最低限の基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液晶 2K 未満</td> <td>100%以上</td> <td>75%程度以上 (100/133)</td> </tr> <tr> <td>液晶 2K 以上 4K 未満</td> <td>-</td> <td>100%程度以上 (100/100)</td> </tr> <tr> <td>液晶 4K 以上</td> <td>100%以上</td> <td>80%程度以上 (100/141)</td> </tr> <tr> <td>有機 EL</td> <td>100%以上</td> <td>88%程度以上 (100/118)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 付加機能を有するものは、機能ごとの想定消費電力量が許容される。</p> <p>※ 8K テレビは対象外。</p> <p>2. リモコン待機時の消費電力 0.5W 以下であること</p> <p>3. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること</p>	パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率／達成率基準値		基準値1 (推進する基準)	基準値2 (最低限の基準)	液晶 2K 未満	100%以上	75%程度以上 (100/133)	液晶 2K 以上 4K 未満	-	100%程度以上 (100/100)	液晶 4K 以上	100%以上	80%程度以上 (100/141)	有機 EL	100%以上	88%程度以上 (100/118)
パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率／達成率基準値																		
	基準値1 (推進する基準)	基準値2 (最低限の基準)																	
液晶 2K 未満	100%以上	75%程度以上 (100/133)																	
液晶 2K 以上 4K 未満	-	100%程度以上 (100/100)																	
液晶 4K 以上	100%以上	80%程度以上 (100/141)																	
有機 EL	100%以上	88%程度以上 (100/118)																	
9 エアコンディショナー等	ストーブ	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。																	
10 温水器等	ガス調理機器	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。																	
11 照明	電球形 LED ランプ	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>エコマークの表示がない製品も、光源色に応じたランプ効率、演色性 (Ra70 以上)、定格寿命 (40,000 時間以上) 等の基準を満たす場合は、適合品に該当します</p>																	





12 自動車等	<p>下記の基準1又は2に該当する自動車は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※普通・小型自動車は令和3年度より電動車等への切り替えが推奨され、最低でも次世代自動車であることが要件です。</p> <p>※軽油を燃料とする自動車（ディーゼル車）については、供給体制が整った地域から、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）及びリニューアブルディーゼル（RD）の積極的な利用に努めてください。</p> <p>※燃費達成車、低排出ガス車認定のステッカーは、2021年4月以降は自動車に貼り付けられていない場合があります。</p>		<p><ステッカーの例></p>   
	区分	基準値1 (推進する基準)	基準値2 (最低限の基準)
普通自動車、 小型自動車	電動車等	<p>※ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること。</p> <p>※カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は150以下であること。</p>	なし
軽自動車	電動車等		次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費(2020年度燃費基準達成)
小型バス	電動車等		次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費(2015年度燃費基準達成)
小型貨物車	電動車等		次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2022年度燃費基準90%達成)
バス等、トラック等、トラクタ	電動車等		次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2025年度燃費基準95%達成)


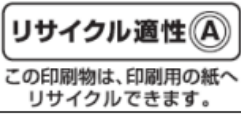
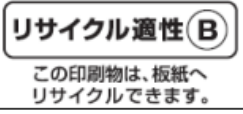
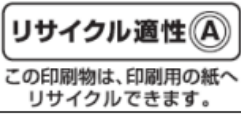
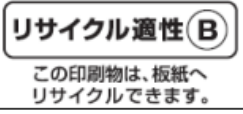
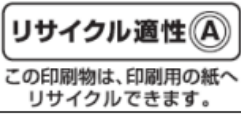
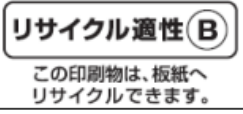
	乗用車用タイヤ	<p>「低燃費タイヤ統一マーク」AAA、AA はグリーン購入法の基準値1を、Aは基準値2を満たしています。</p> <p>「低車外音タイヤマーク」が表示されているタイヤは、車外騒音性能に係る判断の基準を満たしています。</p> <p>【判断の基準】</p> <p>1. 以下の転がり抵抗及びウェットグリップ性能を満たすこと。</p> <p>基準値1（推進する基準）：転がり抵抗係数7.7以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。</p> <p>基準値2（最低限の基準）：転がり抵抗係数9.0以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。</p> <p>2. 車外騒音性能（通過騒音）が下表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="555 898 1145 1032"> <thead> <tr> <th>断面幅の呼び</th> <th>車外騒音性能の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>185以下</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>185超245以下</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>245超275以下</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>275超</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. スパイクタイヤでないこと。</p>	断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値	185以下	70	185超245以下	71	245超275以下	72	275超	74	
断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値												
185以下	70												
185超245以下	71												
245超275以下	72												
275超	74												
	2 サイクルエンジン油	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。											
13 消火器	消火器	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>エコマークの表示がない製品も、以下の要件を満たす場合には、適合品に該当します。</p> <p>ア 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。</p> <p>イ 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、適正処理される仕組みがあること</p>											
14 制服・作業服等	共通	<p>エコ・ユニフォームマーク貼付品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。</p>	 <p>※条件あり</p>										







	<p>制服、作業服、帽子</p>	<p>以下の2段階の判断の基準に基づき適合性を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基準値1（推進する基準）： <ul style="list-style-type: none"> 下記の「基準値2」のいずれかを満たし、かつ次のア及びイの両方を満たすこと。 ア. 定量的環境情報（CFP）の算定・開示がなされていること。 イ. 製品使用後の回収及び再使用・再生利用システムが構築されていること。 ● 基準値2（最低限の基準）： <ul style="list-style-type: none"> 環境ラベル等がない製品でも、下記1～6のいずれかを満たす場合は適合します。 1. 再生PET由来のポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 2. 故繊維（古着・古布等）から得られるポリエステル繊維が10%以上使用されていること。 3. 故繊維等から得られる再生繊維（ポリエステル以外）が5%以上使用されていること。 4. 混紡製品において、再生PET由来ポリエステルをポリエステル重量比で50%以上、かつ他繊維の再生繊維を繊維部分重量比で5%以上使用していること。 5. 植物を原料とする合成繊維が30%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 6. エコマーク認定基準を満たすこと。 	
<p>15 インテリア・寝装寝具</p>	<p>共通</p>	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p>	
		<p>PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。</p>	 <p>※条件あり</p>

	毛布、カーテン、布製ブラインド、ふとん	<p>以下の2段階の判断の基準に基づき適合性を確認します。</p> <p>● 基準値1（推進する基準）： 下記の基準値2の要件を満たし、かつ製品使用後に自社又は共同による「回収及び再利用・再生利用システム」が構築されていること。</p> <p>● 基準値2（最低限の基準）： 下記のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 再生 PET 由来のポリエステル繊維が 25%以上使用されていること（条件付 10%以上）。 故繊維（古着等）から得られるポリエステル繊維が 10%以上使用されていること（ふとんは 25%以上）。 エコマーク認定基準を満たすこと。 （ふとんの場合）再使用した詰物が 80%以上であること。 	
	ベッドフレーム	フレームマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。	
	マットレス	衛生マットレスマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。	
16 作業手袋	作業手袋	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>環境ラベル等がない製品でも、下記1~4のいずれかを満たす場合は適合します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め除く）で50%以上使用されていること。 故繊維から得られる繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 未利用繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 	
17 その他繊維製品	共通	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。</p>	 ※条件あり
		<p>PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※モップについては条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。</p>	 ※条件あり

	ブルーシート	<p>以下の2段階の判断の基準に基づき適合性を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基準値1（推進する基準）： 下記の基準値2を満たし、かつ次のいずれかを満たすこと。 ア. 定量的環境情報（CFP）の算定・開示がなされていること。 イ. 製品使用後の回収及び再使用・再生利用システムが構築されていること。 ● 基準値2（最低限の基準）： 再生ポリエチレン繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること、又はエコマーク認定基準を満たすこと。 		
18 設備	太陽熱利用システム、生ゴミ処理機、節水器具、給水栓	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 ※太陽熱利用システムについて条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。</p>		 ※条件あり
	日射調整フィルム	<p>日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品は、「判断の基準」に適合しています。 環境ラベル等の表示がない製品でも、下記1～6を満たす場合には、「判断の基準」に適合しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遮蔽係数 0.7 未満かつ可視光線透過率 10% 以上 2. 熱貫流率 5.9W/(m²・K)未満 3. 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている 4. 貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 5. 上記について、ウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている 6. 適切な施工に関する情報の開示 		
	テレワーク用ライセンス	インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントは、「判断の基準」に適合しています。		
	Web会議システム	インターネットを介し、遠隔地間等においてが会議が行えるシステムは、「判断の基準」に適合しています。		
19 災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	基準値1 (推進する基準)	基準値2 (最低限の基準)	
		賞味期限が10年以上	賞味期限が5年以上	
		<p>※ 基準値1又は2を満たし、かつ製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名等の記載があるものは、判断の機軸に適合します。</p>		

	備蓄用作業服	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>環境ラベルの表示がない製品でも、再生プラスチックから得られる合成繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されている場合は適合します。</p>	
20 21 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p>	
		<p>バイオマスプラマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックに関する情報の開示 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用 	 ※条件あり
		<p>バイオマスマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックに関する情報の開示 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用 	 ※条件あり
		<p>環境ラベル（バイオマスプラマーク、バイオマスマーク等）がある製品、又はラベル表示がない製品でも、下記ア～エの要件を満たす場合は適合します。</p> <p>ア. バイオマスプラスチックを25%以上使用（バイオベース合成ポリマー含有率25%以上）、又は再生プラスチックを40%以上使用していること。</p> <p>※ バイオマスプラスチックについては、令和8年度より第三者認証に基づく「マスバランス方式」による割当率の適用が認められます。</p> <p>イ. プラスチックの添加剤としての充填剤を使用していないこと（増量を目的としたものに限る）。</p> <p>ウ. 上記アに関する情報が、製品本体、包装、カタログ又はウェブサイト等で開示されていること。</p> <p>エ. （R8 追加配慮事項）製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント：CFP）の算定・開示に努めていること。</p>	

21 役務	印刷	基準値 1 (推進する基準)	基準値 2 (最低限の基準)																		
		<p>下記の①～④に加え、次のア～オのいずれかを満たす事業者又は印刷物であること。</p> <p>ア. 環境マネジメントシステム (ISO14001 等) の認証取得</p> <p>イ. 環境報告書等の作成・公表</p> <p>ウ. 印刷物のカーボンフットプリント (CFP) の算定・開示</p> <p>エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物</p> <p>オ. グリーンプリンティング (GP) 認定又は環境推進工場認定の取得</p>	下記①～④のすべてを満たすこと																		
<p>① 用紙：総合評価値 80 以上かつリサイクル適性 A ランクであること</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  ※印刷用紙の箱等への表示イメージ </div> <p>② インキ類： <オフセット印刷> バイオマスを含有したインキ(バイオマスマーク、植物油インキ等) <デジタル印刷> 化学安全性が確認されたトナー又はインキ</p> <p>③ 工程：製版のデジタル化、印刷版のリサイクル、VOC 発生抑制等の実施</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮</td> <td style="width: 35%;">デジタル化(DTP化)又は銀の回収のいずれか</td> <td style="width: 50%;">・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施</td> </tr> <tr> <td>印刷版(アルミ)のリサイクル</td> <td>刷版工程:リユース又はリサイクル</td> </tr> <tr> <td>VOC 発生抑制</td> <td>印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入(自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用</td> </tr> <tr> <td>製紙原料(等)へのリサイクル^{※2}</td> <td>・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上</td> </tr> <tr> <td>省エネ活動の実施</td> <td>印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>騒音・振動抑制</td> <td>製本工程:窓、ドアの開放禁止</td> </tr> </table> <p>④ リサイクル適性の表示：ランクに応じた適切な文言の表示（保存用印刷物等を除く）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>●A ランクの資材のみを使用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">識別記号及び文言</td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●A 又は B ランクの資材のみを使用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">識別記号及び文言</td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </table> </div> </div>				オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP化)又は銀の回収のいずれか	・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施	印刷版(アルミ)のリサイクル	刷版工程:リユース又はリサイクル	VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入(自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用	製紙原料(等)へのリサイクル ^{※2}	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上	省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)		騒音・振動抑制	製本工程:窓、ドアの開放禁止	識別記号及び文言		識別記号及び文言	
オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP化)又は銀の回収のいずれか	・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施																			
	印刷版(アルミ)のリサイクル	刷版工程:リユース又はリサイクル																			
	VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入(自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用																			
	製紙原料(等)へのリサイクル ^{※2}	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上																			
	省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)																			
	騒音・振動抑制	製本工程:窓、ドアの開放禁止																			
識別記号及び文言																					
識別記号及び文言																					

	<p>グリーンプリンティング認定工場は、印刷工程に係る基準を満たしています。</p>	
	<p>エコマーク認定品（紙製の印刷物）は、グリーン購入法の印刷の用紙及び印刷工程の基準を満たしています。</p>	
	<p>NL マークは、インキの化学安全性の基準を満たしています。</p>	
	<p>水なしオフセット印刷で印刷した印刷物に記載できるマークです。</p>	
輸配送、旅客輸送、引越輸送	<p>グリーン経営認証取得事業者は、判断の基準を満たしています。</p>	
清掃、機密文書処理	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p>	

【参考】グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」について

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、グリーン購入の取組を促進するために、平成8年2月に設立された企業・行政・民間団体などによる緩やかなネットワーク組織であり、グリーン購入の普及啓発活動等を行っている団体です。

この GPN が運営する「エコ商品ねっと」は、環境に配慮した製品やサービスを「グリーン購入法適合」、「エコマーク認定」など、さまざまな視点から多角的に比較することができる検索サイトです。紙や文具、OA 機器等、グリーン購入の主要分野に関する製品やサービスに関する環境情報が掲載されていますので、グリーン購入推進の参考として活用願います。

○グリーン購入法適合品検索サイト「エコ商品ねっと」

URL : <https://www.gpn.jp/econet/>

【参考】適合品の商品情報の収集方法

- 印刷用紙に係る情報提供について（環境省）

URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/paper.html>

- 分野別

[文具類]

一般社団法人全日本文具協会のウェブサイト：グリーン購入法<文具類>の手引き

https://zenbunkyo.jp/docs/green_2025.pdf

[オフィス家具等]

一般社団法人日本オフィス家具協会のウェブサイト：

グリーン購入法の手引き [オフィス家具等]

https://www.joifa.or.jp/pdf/green_2023.pdf

J O I F A グリーンマーク表示企業一覧

https://www.joifa.or.jp/pdf/greenmark_list.pdf

[家電製品、エアコン等]

統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報「省エネ型製品情報サイト」

<https://seihinjyoho.go.jp/>